

新制度利用の流れ

新制度では、利用を希望する施設により**1号～3号の認定**を受ける必要がありますが、入所手続きは**これまでと大きく変わりません**。入所手続きの流れは次の通りです。

他市町村の幼稚園、認定こども園を利用する人は、施設ごとに入所手続きの流れが異なる場合があります。施設または通園する市町村に問い合わせください。

希望時間帯	幼稚園などを希望 9時頃～14時頃 <small>※どなたでも可</small>	保育所などを希望 7時～18時 <small>※「保育の必要な事由」に該当する人</small>	
年齢	3歳児～5歳児	0歳児～2歳児	
認定	1号認定 教育標準時間認定 <small>お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合</small>	2号認定 満3歳以上・保育認定 <small>お子さんが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合</small>	3号認定 満3歳未満・保育認定 <small>お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合</small>
利用先	幼稚園、認定こども園	保育所、認定こども園	保育所、認定こども園

平成27年度入所申込みの流れ

右の幼稚園は平成27年度4月入所申込みの方法に**変更はありません**。保育料も各園が設定しますので、詳細は各幼稚園へ問い合わせください。

【申込方法に変更が無い幼稚園】

公立幼稚園	上西郷 神興
私立幼稚園	しらぎく 聖愛 若木台

光明幼稚園(幼稚園枠) 他市町村の幼稚園

幼稚園などへ
直接入所申し込みをします

幼稚園などから入園の
内定を受けます
(定員超過の場合は選考など有)

幼稚園などを通じて
利用のための認定を申請します

幼稚園などを通じて
市町村から認定証が交付されます
(1号認定)

幼稚園等と契約をします

光明幼稚園(保育所枠) 市内の認可保育所

保育所などへ
直接入所申し込みをします

新規で申し込む場合

- 認可保育所は申請書を
こども課窓口でお受け取りください。
- 光明幼稚園は事前に
直接園見学・説明を受けてください。

申請者の希望、
保育所などの状況などにより、
利用調整を行い、
内定通知と認定証が交付されます
(2号認定、3号認定)

保育所等と契約をします

他市町村の施設を利用

福津市に「保育の必要性」の
認定を申請します

福津市から
認定証が交付されます
(2号認定、3号認定)

希望する施設の
利用希望申し込みをします

他市町村が申請者の希望、
保育所などの状況などにより、
利用調整をします

利用先の決定後、契約となります

※光明幼稚園は幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」です。

新制度の利用にかかる保育料

○保護者の所得と、子どもの年齢に応じて設定します。
(今までの認可保育所と同様の制度です)

○光明幼稚園は新制度にのった保育料へ移行します。
詳しくは説明会へご出席ください。

日時：10/9(木)14:00～ 10/25(土)10:00～
場所：光明幼稚園(津屋崎7-12-1) 事前申し込みが必要です

問い合わせ 市こども課子育て支援係 0940・43・8124 認定こども園(光明幼稚園) 0940・52・1109

新制度で増える教育・保育の場

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の機能を併せ持つ「認定こども園」が加わります。また、新たに少人数の子どもを保育する事業(地域型保育)を創設し、待機児童の解消を目指します。ただし、地域型保育は全てのメニューが来年4月から実施されるわけではありません。

幼稚園

小学校以降の教育の基盤をつくるための
幼児期の教育を行う学校

3～5歳



利用時間

9時～14時頃まで。その時間の前後や、夏休みなどに預かり保育も実施。

利用できる保護者

制限なし

保育所

就労などのため家庭で保育のできない
保護者に代わって保育する施設

0～5歳



利用時間

夕方までの保育のほか、延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設

0～5歳



- 保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。
- 保護者の就労状況が変わった場合も、継続して利用できます。
- 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子交流の場などに参加できます。

地域型保育

少人数(19人以下)の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業

0～2歳



家庭的保育

家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象に保育します。

小規模保育

少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育します。

事業所内保育

会社の保育施設などで、従業員の子どもや地域の子どもと一緒に保育します。

居宅訪問型保育

障がい・疾病などで個別のケアが必要な場合、保護者の自宅で1対1で保育します。

※地域型保育の4つのメニューが全て来年4月から実施されるわけではありません。実施には市の認可と確認が必要です。

保育所または認定こども園(保育機能)を利用する場合、次のいずれかに該当する必要があります。

保育の必要な事由

- 就労
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 求職活動(起業準備を含む)
- 災害復旧
- 同居または長期入院などしている親族の介護・看護
- 就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
- 虐待やDVの恐れがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

子ども・子育て支援新制度が
平成27年4月スタート

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、順次様々な支援が充実してまいります。今回は新制度で増える教育・保育の場や、幼稚園・認可保育所・認定こども園の申込方法を紹介します。